

(平成23年1月19日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月から46年3月まで  
昭和46年2月に父親が加入手続きして、4か月分もまとめて納付したと聞いた記憶がある。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は4か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料を全て納付済みである。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年2月頃に払い出されており、同年4月から47年3月までの保険料が同年2月19日に一括納付されたことが確認できることから、申立期間の4か月のみ納付しないことは考え難い上、その時点では、申立期間は過年度納付することが可能である。

さらに、申立人の両親は、国民年金加入期間の保険料について、全期間前納しており、保険料の引上げに伴って生じた差額についても追加納付したことが確認できるなど、国民年金制度への関心があり、国民年金保険料を積極的に納付しようとする姿勢がうかがわれることから、申立人の主張には特段不合理な点が見受けられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和20年2月15日に船員保険の被保険者資格を取得し、同年6月10日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、60円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年2月15日から同年6月10日まで

私は、船員としてA社所有の船舶4隻に乗務したが、このうち「B船」の乗務期間に係る船員保険の加入記録が無い。

私は、昭和20年2月15日に甲板員兼信号員として「B船」に乗務するため、C市からD市へ列車で行き、D港で同船に乗務してから数か月後の同年\*月\*日に同船がE港で沈没したことを覚えている。間違いなく乗務していたので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が提出した証明書及び人事記録により、申立人が昭和20年2月15日に同社所有の「B船」に乗船し、同年\*月\*日に同船が沈没するまで乗務していたことが確認できる。

また、船舶不明の船員保険被保険者名簿（一部）が残されており、これには、i) A社が刊行した「F史」で、「B船」に乗務した者として名前が明記されている9人の同僚と申立人の氏名が記載されているところ、当該同僚のうち特定ができた6人は、各々の船員保険被保険者台帳（旧台帳）において「B船」に係る船員保険被保険者の記録が確認できること、ii) 上記9人の同僚の各々の記載職務が、「F史」に記載された「B船」に乗務時の職務と一致していることに加え、申立人についても申立人が供述している職務と記載職務が一致していること、iii) 生年月日が判明している同僚4人と申立人の各々の生年月日が、記載生年月日と一致していること、iv) 上記9人の同僚及び申立人の被保険者資格取得日が「B船」の竣工日と一致していることが確認できることから、当該名簿は、「B船」に係る船員保険被保険者名簿であることが推認できる。

一方、上記の名簿には「誤記入に付き抹消す」と記載されているが、申立人の氏名が記載されている。

また、上記の同僚9人のうち特定ができた6人は、上記のとおり、各々の船員保険被保険者台帳（旧台帳）において「B船」に係る船員保険被保険者の記録が確認できる。

このことについて、G事務センターは、「当該名簿は別の名簿に書き直された可能性があるが、その名簿は見当たらない。また、当該名簿に“誤記入に付き抹消す”と記載がある経緯については不明。」と回答しており、これらの記録及び申立人の同僚の被保険者台帳の記録を前提にすると、申立人の船員保険被保険者記録は、当該被保険者名簿の整備時に誤った処理がなされた可能性が高いと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所の記録管理は適正とは言い難く、事業主は、申立期間に対応した船員保険被保険者資格に係る届出を行っていたと考えるのが自然であり、事業主は、申立人が昭和20年2月15日に船員保険の被保険者資格を取得し、同年6月10日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る人事記録に記載された申立期間当時の給与額から、60円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（50万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額に係る記録を50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額（30万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

A社からの平成15年12月分の賞与支払届は、私とB氏の2名のみであり、実際の提出は社会保険労務士が代行した。その際、B氏と自分の額が間違っ  
て届けられたようで、私が30万円、B氏が50万円で届けられているが、賃  
金台帳にもあるように実際には逆である。

申立期間の賞与額を正しく訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成15年度の賃金台帳により、申立人は、申立期間に  
おいて、その主張する標準賞与額（50万円）に基づく厚生年金保険料を事業  
主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業  
主は、届出関連事務を全て社会保険労務士に委託しているので不明と回答して  
いる上、当該社会保険労務士は、年金事務所に、自分の届出誤りか社会保険事  
務所（当時）の入力誤りか確認に赴いたが、年金事務所から、当該届出は保存  
期限経過のため確認できないとの回答を受けており、このほかに確認できる関  
連資料及び周辺事情は無いことから、明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主  
が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか  
否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、  
行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年1月から平成12年12月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年1月から平成12年12月まで  
昭和56年1月に離婚し、国民年金の納付が困難となったため、A市役所B支所に出向いたところ、免除することもできるとの説明があり、免除の手続をしてもらったはずである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のオンライン記録によると、昭和45年1月にA市で払い出された国民年金手帳記号番号は、56年1月25日に国民年金被保険者資格を喪失しており、平成21年11月11日に記録訂正されるまで、申立期間は未加入期間であったと考えられることから、申立期間当時は免除の手続を行うことができない上、申立人自身も、毎年、免除の手続をした記憶が無いと述べている。

また、申立人については、A市で払い出された上記国民年金手帳記号番号のほかに、昭和39年3月にB市C区で国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できることから、50年頃不在被保険者として整理されていることから、A市において当該年金手帳記号番号で免除の手続を行うことはできない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除申請していたことをうかがわせる関連資料（免除承認通知書等）が無い上、関係人の証言も得られないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除申請していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から平成3年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から平成3年11月まで  
国民年金制度発足時に夫が国民年金の加入手続を行い、保険料は町内の集金で納めていた。申立期間が未加入となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足時にその夫が国民年金の加入手続を行い、保険料は町内の集金で納付していたと申し立てているが、申立人は、申立期間当時外国籍であり、国民年金法が改正され国民年金被保険者の資格要件である国籍要件が撤廃された昭和57年1月までは、制度上、国民年金に加入することができず、申立内容と符合しない。

また、申立人は、具体的な保険料納付に関する記憶が定かでなく、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付した事実を裏付ける関係人の証言も得られないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを推認できない。

さらに、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された可能性について、各種の氏名検索を行ったが、その存在をうかがわせる形跡は見当たらず、そのほか、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 8 月 1 日から 37 年 3 月 1 日まで  
年金受給の年齢になった時、年金記録を調べたところ、脱退手当金が支給されていることを知った。技術の向上のため、A社（現在は、B社）に勤務していたが、昭和 37 年 4 月頃、独立開業と結婚のため実家のあるC町に戻った。当時は退職金も無く、そのほか、何も受け取った記憶は無いので、脱退手当金支給記録を取り消し、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和 37 年 6 月 22 日に支給決定されており、脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、A社において、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和 37 年の前後2年間に資格喪失した同僚のうち、脱退手当金の受給資格がある被保険者 22 名を調査したところ、16 名に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち 13 名が資格喪失日から約6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性がうかがえる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月から 42 年 1 月まで

昭和 40 年 2 月末に A 社を退職し、すぐに B 社（現在は、C 社）D 支社に入社した。E 市内で技術指導を受けた後、同市 F 区にあった本社で勤務し、G 区に転勤後、退職した。同社に勤務した全ての期間が厚生年金保険の加入期間になっていないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の詳細な記憶から、期間は特定できないものの、申立人が B 社において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、日本年金機構の記録によれば、申立人が申立期間において職人として従事していたと主張している A 社又は H 社について、厚生年金保険の適用事業所となっていたことが確認できない。

また、C 社及び社名に「I」を冠する類似商号事業所についても、厚生年金保険の適用事業所としての記録を確認できない上、元事業主の弟は、「B 社は厚生年金保険に加入しておらず、保険料控除もされていない。」と回答している。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、申立期間当時の事情を知る事業主は既に死亡していることから、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年7月15日から28年5月10日まで  
私が終戦後最初に勤務したのはA社であった。私が勤務していた当時は70名から80名の従業員がいたが、一緒に働いた同僚や社長も皆亡くなっており話を聞くことができない。私が持っていた履歴書には同社の退社は昭和28年となっており、働いていたのは間違いないので申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、申立期間においてA社で厚生年金保険の記録のある同僚からは、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除についての証言を得ることはできなかった。

また、A社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格喪失日は、昭和24年7月15日と記載されているところ、申立人における厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）も、同年7月15日に資格喪失となっており、上記の被保険者名簿の記録と一致している上、申立人は同社における勤務期間は2年半くらいだったと供述しており、確認できる厚生年金保険被保険者期間と一致している。

さらに、上記の被保険者名簿によると、昭和25年5月31日全喪すと記載されているところ、工場長及び取締役の資格喪失日も同日となっているほか、27名の従業員の資格喪失日も同日であることから、A社は同年5月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなったと判断できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。